



本庄市議会議員政治倫理条例審査会
会長 清水静子様

令和7年5月16日



資料提出の件

貴信（本議発第11号 令和7年5月8日付）に基づき、下記資料を提出いたします。

本件の審査請求は当該議員の適法性や違法性を問うものではなく、議会を構成する議員として一般市民より高潔な倫理に基づき公私に亙り言動してしかるべきであり、本件は公の議員としての言動を倫理の観点から審査を仰ぐものです。

令和6年12月18日付で提出しました審査請求書に添付いたしました「建設産業委員会協議会 会議録」2頁に記載されている堀口委員の発言が契機となり、種々経緯をたどり18日の議会会議録に記載されている懲罰動議や提出議案に対する討議等に議員としての倫理が問われていると思います。

記

- (1) 令和6年12月18日開催議会（採決）の会議録 懲罰動議（256頁） それに対する堀口議員の謝罪発言（257頁）
- (2) 同会議録 堀口議員の賛成討論（265頁～266頁）
- (3) 同会議録 堀口議員の賛成討論に対する小林議員の異議及び議事進行（266頁）
- (4) 同会議録 堀口議員の反論（266頁）
- (5) 同会議録 小林議員の所見・内田議員の疑問・議長発言（267頁）

以上

当日、議会を傍聴していた一市民として当日の議会運営には疑問を抱き、その起因は堀口議員の言動にあると推測いたします。

P.256 △議題 開議の宣告

△開議の宣告

P.256 ○議長 榎田平一郎議長

○榎田平一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

P.256 △議題 動議の提出

△動議の提出

P.256 ○議長 榎田平一郎議長

○榎田平一郎議長 本日、懲罰動議が提出されましたので、議会運営委員会を開催いたしました。

高橋議員ほか2名から提出されました。

懲罰動議につきましては、懲罰の理由が懲罰事犯の対象外となりますので、却下いたします。

また、午前中開催した議会運営委員会の中で、堀口伊代子議員の退席を求める意見があり、判断を委ねられましたが、私、議長において、その必要性はないと判断しましたので、報告いたします。

また、先ほどの休憩中に、一定期間の出席停止を求める懲罰動議が同じく高橋議員ほか2名から提出されました。

懲罰動議につきましては、懲罰の理由が懲罰事犯の対象外となりますので、却下いたします。

〔「議長、12番」と言う人あり〕

P.256 ○議長 榎田平一郎議長

○榎田平一郎議長 12番、堀口伊代子議員。

〔12番 堀口伊代子議員登壇〕

P.257 ◆質問 12番（堀口伊代子議員）

◆12番（堀口伊代子議員） 議長のお許しを得ましたので、謝罪をさせていただきたいので、発言をさせていただきます。

今回の件に関しましては、疑惑を持たれるような行動を取ってしまい、深く深く反省をしております。今後は議会のスムーズな運営を妨げないよう努めます。本日は大変申し訳ございませんでした。

P.257 △議題 付託議案の一括上程

△付託議案の一括上程

P.257 ○議長 榎田平一郎議長

○榎田平一郎議長 これより第75号議案、第76号議案、第80号議案ないし第85号議案、以上8件を一括議題といたします。

P.257 △議題 各常任委員長報告

△各常任委員長報告

P.257 ○議長 榎田平一郎議長

○榎田平一郎議長 これより各常任委員長の報告に入ります。

P.257 △議題 総務委員長報告、質疑

△総務委員長報告、質疑

P.257 ○議長 榎田平一郎議長

○榎田平一郎議長 まず、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、門倉道雄議員。

〔総務委員長 門倉道雄議員登壇〕

◆19番（高橋和美議員） 第76号議案 指定管理者の指定について、反対の立場で討論いたします。
私は、議案の審議に当たり、指定管理者として議案に上程されている代表者の事業所について知るために、商店街に赴き現地調査をしてまいりました。同時に、現在の指定管理者がどのようにインフォメーションセンターの運営をされているのか、現状を知るためにも、併せて聞き取りに伺いました。そして、この指定管理者の候補者決定の適正さについて検証してみました。

まず、この評価点の配分について疑問を持ちました。例えば、今年度4月から新たに指定管理者となった煉瓦倉庫の選定に関する評価を例に取りますと、煉瓦倉庫が本業務における利用者の利便性向上策の提案の評価とインフォメーションセンターでの利用者に対するサービスの向上との評価が同じ内容だとすると、煉瓦倉庫では5点のところ、インフォメーションセンターでは20点の配分で、明らかに配点が大き過ぎます。

煉瓦倉庫で実施する自主事業の特色や意義の配点が10点ですが、インフォメーションセンターでは魅力的な自主事業計画では15点の配点となっています。煉瓦倉庫の評価の配点がおおむね5点平均となっており、バランスよく評価点を配分しているのに比較して、インフォメーションセンターでは評価の配点が、100点満点のうち、利用者の利便性向上策の提案が20点、魅力的な自主事業計画が15点、地域との連携が15点、これだけで50点となり、評価点の50%を占める配分となっています。この配点では、イベントを得意とする本庄デパートメントのような事業者により有利に働き、高得点になるのは当たり前です。利用者の利便性向上策や魅力的な自主事業よりもっと大事なものは、5年間、安定して事業の運営ができるかということです。それなのに経営の安定性の配点は5点にすぎません。現在の指定管理者は、コロナ禍の中、1,500万円もの持ち出しをしながら、コロナ禍を乗り越えた資本力と経営力が評価されず、3点にとどまっています。

私は、現在の指定管理者からプレゼンに使用した資料をお借りしましたが、非常に綿密に事業計画は立てられており、自主事業も候補に挙げられている事業者と遜色のない内容でした。職員の研修計画もしっかりと計画されており、3点と評価が低いことも納得できません。5年間の実績の上に提出した企画書が全てにおいて候補となっている指定管理者のほうが優れていることに疑問を持ちました。

また、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が全ての評価が高く、本庄RE-PUBLIC共同事業体とは1点の差でした。差がついたのは指定管理料の評価です。指定管理料の評価の積算も分かりづらく、幾ら説明を受けても理解ができませんでした。評価いかんによっては逆転したかもしれせん。候補事業者は、上限額より約2,300万円も低く管理料を出しており、カフェの売上げや物産品の販売など自主事業で収益を上げようとしているようですが、どんなに努力しても提案額では物価高騰を乗り越えることはできません。この評価にも疑問があるところですが、

また、地域連携において、銀座通り商店街の人たちは口をそろえて、代表者の合同会社本庄デパートメントは私たちに関係なくやっている、商店街を巻き込もうとは思っていないことを聞かされました。それなのに、地域との連携構築では、市内事業者との連携を図りながら駅に来るきっかけをつくるということが評価されて11.3点となっています。現状では全く地域との連携どころか、信頼関係も築かれていない事業者が、指定管理者になったからといって地域との連携を図れるとは思えません。一番不信に思っているのは、日常的に市の職員が本庄デパートメントに出入りし、イベントの手伝いなどしていることも疑念が生じるところです。

先般、建設産業委員会協議会で、委員会では反対したが、本会議で賛成したいとの委員からの発言がありました。理由は、本庄デパートメントと話をし、今後は地域と連携するとの約束を取り付けたから賛成するとのことでした。評価項目は地域連携だけではありません。委員会は全体を通して評価すべきです。委員会で、本当にこの審査が公平で公正で適切であったのかの観点に基づいて評価すべきです。委員会の真価が問われますし、議員そのものの資質も問われます。

それよりも、採決の前に、第1候補者となっている事業者と約束を取り付けたということは、本庄市議会議員政治倫理条例に抵触するおそれがあります。倫理基準第3条の2、市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利又は不利な取り計らいをしないことが規定されています。指定管理者の候補者と今後は地域と連携をしていくとの約束を取り付けて賛成に回ったということは、この事業者により有利に働くということです。不当な働きかけとしか言いようがありません。

私たち議員は、特定の個人もしくは団体の利益を求めて公共の利益を損なうことがあってはならないと、議員の責務としています。私たち議員は、これらの規則を遵守しながら、秩序ある議会運営を心がけなければなりません。それが守られないようでは、本庄市議会の信頼も失墜します。私たち議員は、市民の皆様への負託に応えるため、二元代表制の意味を理解し、常に行政と対峙しながら是々非々で向かい合わなければなりません。妥協を許し、執行部におもねるのなら、議会の意味がありません。建設産業委員会でも慎重に審議した結果、第67号議案は否決でした。この結果は、議員の皆様方にも尊重していただきたいと思います。建設産業委員会の決定が覆るようでは、委員会に付託した意味と委員会での審議の意味がありません。委員会そのものを否定するものです。そのことは今後において委員会を軽視につながります。ひいては、本庄市議会そのものが正確に正常に機能していないことを認めるものです。

議会は常に提出された議案に対して公平な立場で真摯に審議すべきであります。議員の皆様が、第76号議案に対してどれだけ真剣に検討されたのかが問われます。各議員の賢明なる判断を求めたいと思います。配点の在り方と審議、審査の信憑性について疑問があり、反対の討論とします。すみません。先ほど反対討論の中で、「第67号」と言いましたが、「第76号」の間違いでしたので、訂正させていただきます。

P.265 ○議長 櫻田平一郎議長

○櫻田平一郎議長 ほかに討論はありませんか。

12番、堀口伊代子議員。

〔12番 堀口伊代子議員登壇〕

P.265 ◆質問 12番（堀口伊代子議員）

◆12番（堀口伊代子議員） 第76号議案 指定管理者の指定について、賛成の立場から討論いたします。

今回の指定管理者の指定には、本庄市インフォメーションセンター及び自転車駐輪場を本庄RE—PUBLIC共同事業体に指定管理者として指定するものです。

本庄RE—PUBLIC共同事業体は、合同会社本庄デパートメント代表榎本氏と株式会社ハナファームキッチン代表花里氏により新たにつくられた共同事業体で、市内にて事業を行っております。

この選定については、本庄市公の施設指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、委員長に副市長、副委員長に企画財政部長、委員は市職員、部長です。及び埼玉県職員のうちから市長が任命する職員、今回は北部地域振興センターの職員による選定委員会によって選定されたものです。

指定管理者候補選定には3団体からの応募があり、事業計画書等により具体的な提案をいただき、管理運営方針や指定管理料などの17の項目について評価が行われました。17項目の中でも、指定管理料、費用についてですが、指定管理を請け負う5か年の市の管理料の上限額1億1,136万円に対し、本庄RE—PUBLIC共同事業体は8,769万4,000円となっており、2番目に評価の高かった団体とは1,624万6,000円、3番目の団体とは2,230万6,000円も少ない金額での提案がありました。

委員会においては、稼ぐ施設を目指すとの説明がありましたが、私はこの指定管理料において稼げなかった場合、足りなくなった場合はどうするのですかと質疑したところ、赤字になった場合でも補填はいたしませんとの回答がありました。よって、運営に当たり、本庄RE—PUBLIC共同事業体が責任を持つということと判断をいたしました。

以上のことを理由に、第76号議案 指定管理者の指定については賛成いたします。

〔「議長、議事進行について」と言う人あり〕

P.266 ○議長 榎田平一郎議長

○榎田平一郎議長 18番、小林 猛議員。

P.266 ◆質問 18番（小林猛議員）

◆18番（小林猛議員） 今の賛成討論した議員さんは、建設産業常任委員のメンバーであって、先ほど確認したとおり、反対の意思表示を委員会でしたわけです。議場で賛成討論するなんて、とんでもない行為を行ったと思います。議長において、これは議事録から削除、これは私はそう申し入れたいと思います。よろしくお取り扱いをお願いいたします。

P.266 △議題 休憩の宣告

△休憩の宣告

P.266 ○議長 榎田平一郎議長

○榎田平一郎議長 暫時、休憩いたします。
午後4時03分休憩

午後4時07分開議

P.266 △議題 開議の宣告

△開議の宣告

P.266 ○議長 榎田平一郎議長

○榎田平一郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

P.266 △議題 市長提出議案に対する討論、採決（続き）

△市長提出議案に対する討論、採決（続き）

P.266 △議題 第75号議案、第76号議案、第84号議案、第85号議案（続き）

△第75号議案、第76号議案、第84号議案、第85号議案（続き）

P.266 ○議長 榎田平一郎議長

○榎田平一郎議長 ただいま小林 猛議員より議事進行がありましたので、それについて説明を求めます。

12番、堀口伊代子議員。
〔12番 堀口伊代子議員登壇〕

P.266 ◆質問 12番（堀口伊代子議員）

◆12番（堀口伊代子議員） 先ほどの小林議員の発言についてですが、委員会では反対しましたが、その後いろいろ考えた結果、賛成することといたしました。
以上です。

P.267 ○議長 榎田平一郎議長

○榎田平一郎議長 18番、小林 猛議員。

P.267 ◆質問 18番（小林猛議員）

◆18番（小林猛議員） 私は、賛成の討論したことが間違いと言ったのです。気が変わったのはこれやむを得ないかもしれない。黙ってやればいい話なのだ。委員会で反対の意思表示をして、本会議場で賛成討論するというのはとんでもない話なのです。私は議長に頼んだのだよ。

P.267 ○議長 榎田平一郎議長

○榎田平一郎議長 堀口伊代子議員に申し上げます。今後は特に注意するように。
討論を続けます。

〔「議長、議事進行」と言う人あり〕

P.267 ○議長 榎田平一郎議長

○榎田平一郎議長 5番、内田英亮議員。

P.267 ◆質問 5番（内田英亮議員）

◆5番（内田英亮議員） 議長と議会運営委員長にお伺いします。
堀口議員が討論をするということを知っていらっしゃいましたか。
以上です。

P.267 ○議長 榎田平一郎議長

○榎田平一郎議長 内田議員に申し上げます。討論は通告はございません。

P.267 ◆質問 5番（内田英亮議員）

◆5番（内田英亮議員） 通常、委員会で否決の意を示した議員が本会議においてその意を変える場合、議会運営委員長並びに所属の委員会の委員長、議長に言うておくことが望ましいとされています。討論するならなおさらだと思いますが、届出をしていなかったということによろしいですか。
以上です。

P.267 ○議長 榎田平一郎議長

○榎田平一郎議長 そのとおりです。

ほかに討論はありませんか。

4番、小賀野健司議員。

〔4番 小賀野健司議員登壇〕

P.267 ◆質問 4番（小賀野健司議員）

◆4番（小賀野健司議員） 4番、小賀野健司でございます。建設産業委員会委員長の報告に対して、建設産業委員会の委員の一人として、第76号議案 指定管理者の指定について、反対の討論をいたします。

3点ありますが、反対の1点目として、執行部は、3団体から応募があり、事業計画等により具体的な提案をいただき、指定管理者選定委員会において評価項目に基づいて評価した結果として、本業務における利用者の利便性の向上策の提案、魅力的な自主事業計画、指定管理料（費用）等の評価項目において高い評価を受け、総合的に優れているため、本庄RE—PUBLIC共同事業体の団体が適当であると選定いたしました。3団体のうち、本庄RE—PUBLIC共同事業体の合計点は76.5点であり、次に点数の高かった他の応募の1団体の合計点は75.5点で、僅かに1点の僅差でありました。執行